

消 防 危 第 9 2 号  
平成 1 1 年 9 月 3 0 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にして下さい。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物行政の運用に遺漏のないようご配慮願います。

なお、本資料中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたのでご承知おき下さい。

消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）・・・法  
消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）・・・施行令  
危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）・・・令  
危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）・・・則  
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示  
（昭和 4 9 年自治省告示第 9 9 号）・・・告示

## 別紙

### 容器関係

(則第 39 条の 3 関係)

問 告示第 68 条の 2 の 2 第 3 号に規定する「耐油性の容器」とは、どのような容器をいうのか。

答 収納された危険物と反応しない材料で造られた容器で、容易に破損するおそれがなく、かつ、その口から収納物が漏れるおそれがない構造であるものをいい、形状は問わないものである。

「耐油性の容器」に該当する例

1 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成 2 年 10 月 31 日付け消防危第 105 号)中、告示第 68 条の 2 の 2 関係において回答している「耐油性の容器」に該当する容器。

- (1) アルミホイル缶
- (2) 合成缶
- (3) 板紙箱(内側プラスチック袋付き)
- (4) 板紙箱(プラスチック加工紙製)
- (5) コンポジット容器

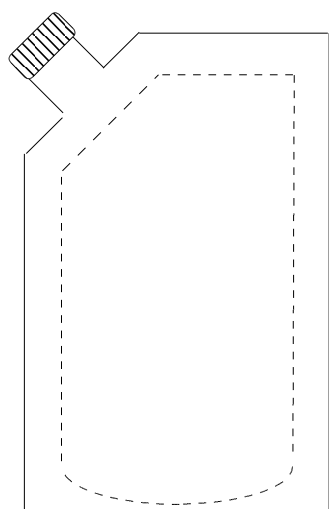
2 多層プラスチックフィルム袋

- (1) スタンディングパウチ(図 1)

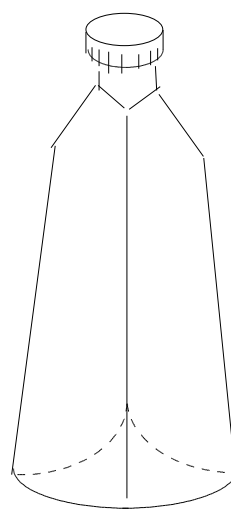
「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成 10 年 10 月 13 日付け消防危第 90 号)中、告示第 68 条の 2 の 2 関係において回答している「耐油性の容器」に該当する容器。

- (2) ピロー包装(図 2)

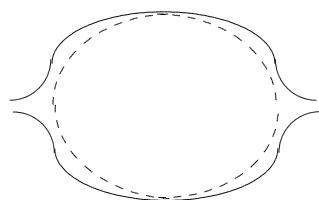
<図1>スタンディングパウチ概略図



正面図



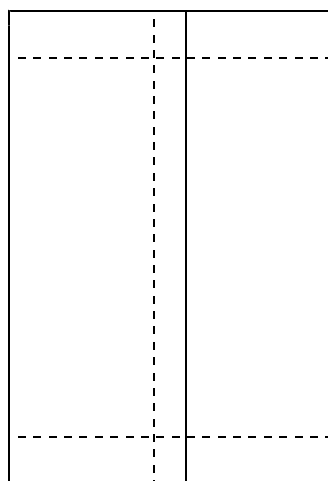
側面図



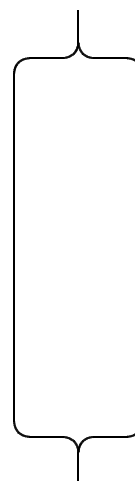
底面図

材質：ポリエステルフィルム、ナイロンフィルム及びポリエチレンフィルム（内側）の順で積層された3層フィルム

<図2>ピロー包装概略図



正面図



側面図

材質：ナイロンフィルム、エバーフィルム及びポリエチレンフィルム（内側）の順で積層された3層フィルム